

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報

【公表】

整理番号	42
契約番号	7農振財契第613号
件名	立川庁舎電話システム更新とスマートフォンの導入に係るシステム構築・保守・支援業務委託
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎（他5か所）
概要	仕様書記載のとおり
履行期間	契約確定の日の翌日から令和11年1月31日まで（長期継続契約）
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①、②又は③のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ※①は必須、②、③はいずれかで可 ①電気通信事業法に基づき、携帯電話事業者として総務省の登録または届出を受けた者であること。 ②東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること（営業種目は問わない）。 ③当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和7年9月17日（水） 午前10時00分（入札期間は指名通知時に連絡）
希望申出期間	令和7年8月22日（金）午前10時から令和7年8月29日（金）午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票【様式あり】（必要事項を記入） (2) 会社概要・実績一覧表【様式あり】（必要事項を記入） (3) 資格要件に対応する以下の書類 ○電気通信事業法に基づき、携帯電話事業者として総務省の登録または届出を受けた者であることが分かるものの写し ○希望申出要件②に該当する場合 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書（物品等）」の写し ○希望申出要件③に該当する場合 契約実績を証明するものの写し（契約書・請書の写しなど）
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合（親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合）には、同一入札案件に参加することができません。 (7) 入札結果（落札業者名、落札金額等）については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 企画係 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0722

仕 様 書

1. 件名

立川庁舎電話システム更新とスマートフォンの導入に係るシステム構築・保守・支援業務委託

2. 目的

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）立川庁舎（下圃場を含む）では、電話交換機（以下「P B X」という。）が法定耐用年数を超えて運用されており、P B Xの新電話システムへの更新が急務である。これまでの財団の電話システムは、庁舎ごとに異なる電話システムで運用されており、さらにアナログの固定電話機を中心としたシステムとなっていた。

新電話システムでは、将来的に立川庁舎以外の拠点等への拡張にも柔軟に対応可能とするために、クラウド型P B Xを導入する。また、業務を円滑に行うことを目的として、固定I P電話機とスマートフォンを連携し、スマートフォンを財団電話システムの内線電話として使用できるシステムとする。さらに、スマートフォンの内線利用に関しては、キャリアサービスの音声品質と同等とすることができるFMCサービス（一般のインターネット経由のVo I Pサービスではない）とFMC端末（スマートフォン）を導入する。

3. 契約期間

契約確定の日の翌日から令和11年1月31日まで

FMCサービス利用期間 令和8年2月1日から令和11年1月31日（3年間）

FMC端末利用期間 令和8年2月1日から令和11年1月31日（3年間）

クラウド型P B X利用期間 令和8年2月1日から令和11年1月31日（3年間）

システム設計・構築・設置展開期間 契約確定の日の翌日から令和8年2月28日まで

なお、システム設計・構築・設置展開は令和8年1月31日までに完了し、令和8年2月1日から本稼働させること。

システム設計・構築・設置展開期間に必要なFMCサービス・端末やクラウド型P B Xの利用に関する費用（必要な回線契約を含む）についても、システム設計・構築・設置展開の費用に含むものとする。

ただし、本番運用におけるFMCサービス、FMC端末利用契約およびクラウド型P B X利用契約に関連する3年間の契約期間は、前記のとおり令和8年2月1日から令和11年1月31日（3年間）とすること。

4. 履行場所

東京都立川市富士見町3-8-1

公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎（他5か所）

5. 履行内容

別紙1「特記仕様書」のとおり

6. 受託者の資格要件

受託者は以下の要件を満たすことを示す証明書類等（書式は任意、写しで可）を提出すること。

- （1）電気通信事業法に基づき、携帯電話事業者として総務省の登録または届出を受けた者であること。

7. 支払方法

- （1）システム構築費用

全てのシステム設計・構築業務の完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に一括して支払う。

- （2）ライセンス費・運用保守・運用支援費

運用保守・運用支援開始月、ライセンス利用開始月より、毎月、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。

8. 著作権の取り扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- （1）受託者は、納入物のうち本業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- （2）上記(1)の規定は、受託者の従業員、本業務の一部を再委託した場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- （3）上記(1)及び(2)の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- （4）受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- （5）上記（4）は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- （6）本業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、その取扱は別途協議の上定める。

- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

9. 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

10. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、財団担当者と十分に打ち合わせを行い、指示があった場合には、それに従い実施すること。本業務委託で生じたトラブルについては、原則、受託者が責任をもって対応すること。ただし、対応にあたっては、財団と十分協議を行い、トラブルの解決に努めること。
- (2) 受託者は、契約の履行に関して知り得た機密情報を第三者に漏らし、又は他の用途に利用してはならない。契約期間の終了後においても、同様とする。本業務の遂行上知り得た全ての情報について報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに財団へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、財団が行う聴取や調査に応じること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。
- (4) 個人情報を取扱については、別紙3「個人情報に関する特記仕様」のほか関係法令等を遵守すること。
- (5) 受託者は、業務内容の一部を再委託する場合には、事前に財団に協議の上、承認を得ること。
- (6) 本業務の履行に係る一切の費用は、すべて契約金額に含むものとし、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者が全額負担すること。
- (7) 暴力団排除に関する特約事項は、別に定めるところによる。
- (8) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、または定めのない事項については、その都度、当財団と受託者の協議の上、決定するものとする。

1 1. 担当

公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 企画係

〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-8-1

(TEL) 042-528-0722

(E-mail) kanri-it@tdfaff.com

特 記 仕 様 書

1. 概要

(1) 業務委託内容

受託者は、立川庁舎（下圃場を含む）の新電話システム導入に係るすべての業務を取りまとめ、関連する業者が複数社にわたる場合でも各業者と連携し、期日までに新電話システムを安定的に稼働させ、運用すること。新電話システムは、2.（1）に示す要件を満たすものとする。

① 全体工程スケジュール・構築計画の作成

契約締結後、速やかに社屋の設備・施設について十分な現地調査を行い、クラウド型電話交換機導入にかかる工程及び概要説明を行い、財団の承認を得ること。

② 新電話システムの要件定義

新電話システムの機能要件及び番号計画などをまとめ、財団の承認を得ること。

③ クラウド型電話交換機の導入

2.（2）に示す機器仕様及び機器構成に従い構築・作業を実施すること。

④ FMCサービス及びFMC端末の導入

2.（3）に示す機器仕様及び機器構成に従い構築・作業を実施すること。

⑤ 新電話システムに関する保守体制の構築

2.（5）に示す機器仕様及び機器構成に従い保守体制を構築すること。

⑥ プロジェクト管理

ア) 受託者は、契約締結後速やかに本受託業務を推進及び管理すること。

イ) プロジェクト管理者は計画と実績との差異を評価し、作業遅延が発生しないようにすること。

ウ) 進捗状況は、随時財団担当へ報告すること。

⑦ 立川庁舎内の携帯キャリア電波状況の確認と改善

FMCサービスを導入し、財団内線電話を庁舎内で安定的に利用するためには、利用する携帯キャリアの電波強度などが良好である必要がある。このため、立川庁舎内で内線を利用する可能性のある場所の電波状況を調査し、良好な通話品質を得られない場所については、受託者が電波状況を改善し、FMCサービスを利用するにあたり良好な通話品質が得られるようにすること。立川庁舎においては、1階、2階、地下においてFMC端末を利用する可能性があり、指定場所がリピータやフェムトセルの設置によってカバーできない場合であっても、対応すること。

立川庁舎以外の庁舎においても、FMC端末を利用する。このため、各庁舎においても電波状況を確認し、電波状況が不十分な箇所については、電波改善対応を行うものとする。ただし、立川庁舎以外の庁舎については、リピータやフェムトセルの設置によりカバー可能な範囲で改善を行うものとする。

⑧ その他

- ア) 業務従事者に対する作業の指示及び指揮命令は全て受託者の責任において行うものとする。
- イ) 本契約にあたり、労働基準法等、作業要員の使用及び安全衛生に関する諸法令を遵守するものとし、作業要員の行為については、受託者が当社担当に対して一切の義務と責任を負担すること。

(2) スケジュール

各工程に要する期間については以下を想定しているが、本番稼働時期等を考慮して、適切なスケジュールを提示し財団の承認を得ること。

項 目	令和7年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現電話システム運用												
詳細スケジュール・要件定義												
クラウド型P B X設計・構築												
F M C サービス設計・構築												
総合テスト												
新電話システムへ切り替え												
新システム運用保守・支援												
財団利用電波改善												

(3) 現財団電話システム（立川庁舎）概要

立川庁舎の現電話システムを参考情報として以下に示す。

① P B X

日立 C X - 0 1（新電話システムではクラウド型電話機交換機に更新する）

※下圃場も本 P B X にアナログ電話線にて接続し 5 台の電話機を収容している。

（新電話システムでは、下圃場は F M C 端末でのみでの運用し、現在のアナログ電話機は廃止、新規に I P 電話機も設置しない。）

② 電話回線

・ ひかり電話オフィス A 1 回線 約 2 7 外線番号

（新電話システムでそのまま利用し、クラウド型電話交換機に収容する）

・ アナログ 1 回線（停電対応電話）

（新電話システムではアナログ回線直収とし、クラウド型電話交換機には収容しない）

③ 現在の電話機数

・ 1 2 0 台程度（アナログ 2 W 単機能電話機及び多機能電話機） ※下圃場の 5 台を含む

（新電話システムでは台数を減らして I P 多機能電話機へ更新）

・ 複合機（F A X） 5 台

（新電話システムへ収容する）

④ 利用 P B X 機能

外線グループ着信

代理応答

保留・転送

短縮ダイヤル

ワンタッチダイヤル

時間外応答、時間外録音機能利用（一部庁舎で利用）

2. 新電話システム仕様

(1) 新電話システム仕様概要

① 導入電話機

ア) 固定電話機

要件： I P 多機能電話機型電話機であること。

台数： 5 0 台（予備機含む）

イ) スマートフォン

要件：

- ・ i O S を利用した機種であり、新電話システム運用開始した時点で販売・サポートされている機種であること。
- ・新品のみとし、中古やリサイクル品は不可とする。
- ・全台数レンタルとする。
- ・スマートフォン1台につき、充電器及び充電ケーブルが付属していること。
- ・納入時に、初期設定を行い、通話（FMC内線含む）可能な状態で納入すること。
- ・財団ではMDMシステムとして、M i c r o s o f t I n t u n e を利用しており、スマートフォンはA p p l e B u s i n e s s M a n a g e r を使い財団のMDMシステムへデバイス登録を行う。スマートフォンの納入にあたっては、受託者にてA p p l e B u s i n e s s M a n a g e r へ納入デバイスの一覧を登録すること。なお、レンタル返却時には当該デバイスをA p p l e B u s i n e s s M a n a g e r からの削除は財団側で実施する。
- ・納入機種専用のガラスフィルムを貼り付け、納入すること。
- ・納入機種専用のストラップホール付きのケースにはめ込み、かつ首からかけられるストラップを付けた状態で納入すること。

台数： 2 5 0 台（予備機含む）

② P B X 相当機能

モバイル内線サービス連携可能クラウド型電話交換機とし、以下の機能を有すること。

ア) 外線発着信機能

現立川庁舎のひかり電話回線及び電話番号をそのまま利用し、固定 I P 電話機及びスマートフォンから発着信可能であること。

なお、現立川庁舎におけるひかり電話回線については、以下の条件をすべて満たす場合に限り、回線キャリアの変更を認めるものとする。

- ・現在使用している電話番号を引き続き利用できること。
- ・回線キャリアの変更に伴い、電話が不通となる時間帯が発生する場合には、財団が指定する業務に支障のない日時（営業日以外または営業時間外）に実施し、不通時間は概ね 4 時間以内とすること。

なお、現在使用している電話番号は、仕様書に記載の担当者まで問い合わせること。

イ) 外線発信番号指定機能

財団ひかり電話回線を使って発信する場合、固定 I P 電話機及びスマートフォンによって、利用する外線番号の初期値を設定できること。また、プレフィックスの**利用又は財団システム担当者の操作**により、ひかり電話回線の電話番号を指定できること。

ウ) 内線機能

固定 I P 電話機及びスマートフォンを使い内線通話が可能なこと

エ) 代理応答機能

固定 I P 電話機に着信した外線を他の固定 I P 電話機及びスマートフォンで代理応答できること。また、代理応答が可能なグループわけができること。

なお、FMC 端末での代理応答操作は、端末ロック解除後 3 操作以内に代理応答可能なこと。

オ) グループ着信機能

複数の固定 I P 電話機と、1 台以上のスマートフォンのグループを作り、外線着信に対してグループ着信ができること。また、着信する外線番号によって着信するグループを指定できること。

カ) 保留・転送機能

固定 I P 電話機及びスマートフォン間で外線通話及び内線通話の保留機能、及び転送機能を有すること。

キ) ワンタッチダイヤル

I P 多機能電話機の多機能ボタンによりワンタッチダイヤルが可能なこと。

ク) 時間外応答・録音機能

今後他庁舎への展開において、時間外応答及び時間外録音機能に対応できること。

ケ) アナログ単機能電話機接続

既設のアナログ配線 (2 W) を利用し、電話機をクラウド型電話交換機に接続することができること。電話機の機能としては単機能電話機相当でも可能とする

③ FMC サービス要件

携帯キャリアサービスとしての FMC 通話機能を提供すること。本委託において、「良好な通話品質を得られない場所については、受託者が電波状況の改善を行うこと」としているため、携帯キャリアの電波改善を行うことが可能な MNO (移動体通信業者) のサービスとし、MVNO (仮想移動体通信事業者) のサービスは不可とする。

また、音声通話においては、一般的なインターネット回線を介した VoIP による内線通話は不可とする。スマートフォン、固定 I P 電話、および外線通話を合わせて、同時に 32 通話以上が可能な通信環境を確保すること。

なお、電波改善のために基地局等を設置し、同一基地局内で同時通話数に制限がある場合は、当該基地局において 16 チャンネル以上の同時通話が可能であること。

④ FMC端末のモバイルプラン

FMC端末のモバイルプランは以下とする。

- ア) 対応モバイル回線 5G対応であること
- イ) データ利用量 10GB/月以上を定額で利用できること
- ウ) デザリング機能をデータ利用量範囲内で利用できること
- エ) 通話は無制限で定額とすること
- オ) レンタル補償

レンタル補償に加入することにより、以下の内容が補償対象となること。

- ・端末の故障については、理由を問わず無償で修理を行うこと。
- ・端末を紛失または盗難された場合には、無償で代替品を提供すること。

なお、代替品提供時には、代替品をAppl Business Managerに登録してから提供すること。

⑤ クラウド電話帳の導入

新電話システム導入にあたり、FMC端末及び財団業務用パソコンで利用できるクラウド電話帳を新たに導入する。クラウド電話帳導入要件を以下に示す。

ア) Web電話帳機能

社内電話帳、社外電話帳、グループ機能、電話帳アップロード・ダウンロード機能、発着信履歴機能を有し、FMC端末及び財団業務用端末（Windows 11 端末）から利用できること。ただし、FMC発着信機能はFMC端末のみで利用する。

また、クラウド電話帳の着信履歴について、FMC端末のiOSの仕様に起因する制約については認める。

イ) FMC端末連携機能

- ・FMC端末を使い電話帳から通話相手を選択し発信する場合、クラウド電話交換機経由での外線発信か、携帯番号での発信かをポップアップで選択することができること。
- ・着信時にクラウド電話帳に番号登録があれば表示されること。

ウ) メールアプリ、コミュニケーションツール連携

FMC端末及び財団業務用パソコンを利用し、電話帳から相手を選択しメールアドレスやTeamsアイコンを選択することで、財団が導入しているメーラ（Outlook）やTeamsを起動できること。

エ) ステータス表示

財団が導入しているMicrosoft 365と連携し、電話帳表示において、連絡相手のプレゼンスが表示できること

オ) Outlookスケジュール表示機能

財団が導入しているMicrosoft 365と連携し、電話帳表示において、連絡相手のOutlookスケジュールが表示できること。

カ) Microsoft Entra ID連携

- ・財団が導入しているMicrosoft Entra IDとSAML連携し、シングルサインオンに対応すること。
- ・財団が導入しているMicrosoft Entra IDのユーザーデータを取り込み、電話帳情報に反映できること。
- ・Microsoft Entra ID連携において、財団側での設定作業（クラウド電話帳及びEntra ID）がある場合、受託者はその手順書の提示と財団からの問い合わせに対応し、連携完了までをサポートすること。

キ) 名刺管理機能

名刺読み込み（OCR）に対応し、読み込んだ情報を電話帳に登録できること。

ク) FMC端末紛失時の対応

FMC端末紛失時に当該アカウントの電話帳をロックできること。

ケ) ライセンス数（アカウント数）

380アカウントとする。

⑥ FAX回線の収容について

現在、立川庁舎では複合機をPBX経由でひかり電話回線に接続してFAXを利用している。新電話システムにおいて引き続きFAXが問題なく利用できること。

ただし、FAX接続用に新たにアナログ回線等を導入することは不可とし、財団外線番号を収容した電話回線（光回線）に収容すること。

クラウド型電話交換機配下にFAXを収容する場合には、FAXを収容するためのアダプタ等を契約金額に含めること。また、立川庁舎のひかり電話オフィスAをそのまま利用し、NTT東日本のアナログポートを有するVoIPゲートウェイを設置することでFAXを接続することも可能とする。この場合、VoIPゲートウェイの機器調達及び設置は財団で行うものとする。

⑦ 対象庁舎

令和7年度のクラウド型電話交換機への更新は、立川庁舎とする。

(2) クラウド型電話交換機仕様

新電話システム、「クラウド型電話交換機」及び「クラウド型電話交換機に必要な周辺システム」を提供すること

① クラウド型電話交換機要件

- ア) 電話交換機としての機能は、クラウド型電話交換機を採用し、財団内には交換機を設置しない方式を採用する。
- イ) クラウド型電話交換機は以下の②に示す機能要件を有すること。
- ウ) クラウド型電話交換機はI P 電話機やF M C 端末などの合計が2 0 0 0 台までの拡張に対応可能なものとする。
- エ) クラウド型電話交換機は商用サービスとして5年以上の実績があること。
- オ) クラウド型電話交換機を設置しているデータセンターは日本国内にあること。
- カ) クラウド型電話交換機は冗長構成であること。
- キ) クラウド型電話交換機のデータセンターはB C P 対策として1 0 0 km以上離れたデータセンター（東日本地域と西日本地域など）との冗長構成も可能であること。（将来構想）
- ク) スマートフォンの内線連携はキャリアF M C 内線連携で実現すること。インターネット経由のV o I P は不可とする。
- ケ) クラウド型電話交換機は、キャリアF M C 内線連携したシステムとして自治体に納入した実績があること。

② 機能要件

ア) 外線発着信機能

以下の機能を有すること。

- ・発信番号通知機能
- ・個別着信機能
- ・ダイヤルイン機能
- ・ナンバーディスプレイ機能
- ・短縮ダイヤル機能※

※電話機のアドレス帳などから、アドレス帳番号などでの発信でも可能

イ) 内線機能

以下の機能を有すること。

- ・内線代表機能（内線番号でのグループ着信機能）
- ・代理応答機能
- ・内線相互接続機能
- ・グループ着信機能

ウ) 収容可能電話機

以下の電話機を収容可能なこと

- ・一般電話機（単機能アナログ電話機：市販電話機）
- ・I P多機能電話機

エ) F M C連携機能

クラウド型電話交換機収容のI P多機能電話機とF M C端末間での以下の機能が利用できること。

- ・相互内線発着信機能
 - ・転送機能
 - ・パーク保留機能（F M C端末は応答のみで可）
 - ・F M C端末からの代理応答
 - ・クラウド型電話交換機収容の外線からF M C端末への直接着信できること
 - ・F M C端末からクラウド型電話交換機収容の外線を利用しての発信ができること
- 外線発信の際に、以下のいずれかの方式で外線番号を設定できること。
- a) 発信特番で特定の外線番号を選択して発信できる。
 - b) ユーザ操作で外線番号を選択できず、F M C端末からの外線発信が一つの外線番号に固定される場合は、財団システム担当者の操作により、F M C端末に対して外線発信番号を個別に設定することができる。

③ 音声回線容量

新電話システムに必要な回線容量を満たす装置を導入すること。

回線種別		現状	実装
外線	固定電話回線 (ch)	23ch	23ch
	携帯キャリア回線 (ch)	－	32ch

④ クラウド型電話交換機との接続仕様

財団庁舎内にクラウド型電話交換機と接続するアクセス回線（ルータやインターネットプロバイダの提供も含む）を準備し、クラウド型電話交換機との接続環境を構築すること。なお、アクセス回線として現在のひかり電話回線を利用してもよい。

⑤ 新電話システム用財団内インフラ設備（ネットワーク機器、ラック等）

財団内のI P多機能電話機などと接続し、新電話システムとして利用するための財団内のインフラ設備（クラウド型電話交換機との接続必要な回線・ルータなどを除く、P o E対応L 2 S W、及びその配線など）は財団が準備するものとし、本委託内容には含まない。

⑥ I P 多機能電話機

I P 多機能電話機は下記表の要件を満たすこと。

項目		仕様
インタフェース		100BASE-TX/10BASE-T 以上
プロトコル		SIPなど
給電方式		IEEE802.3af準拠
消費電力		5W以下
設置形態		卓上/壁掛けに対応すること
環境条件	温度	0～40°
	湿度	25～80%（結露なきこと）

⑦ 納入機器及び台数

納入機器	台数
クラウド P B X 接続環境	一式
音声インフラ構築	対象外
音声回線接続機器	一式
I P 多機能電話機	50台
F A X 接続機器	一式 ※必要な場合

(3) FMCサービス及びFMC端末の導入仕様

新電話システムにおいて、クラウド型電話交換機とFMC端末を接続し、FMC端末を新電話システムの内線端末として利用を可能とする。

① FMC回線構成

ア) 接続回線：最大同時通話数 32CH

イ) FMCサービスの設定、回線工事及び接続するケートウェイなどの設置を行うこと。

② 機能要件

クラウド型電話交換機と連携するFMCサービスは以下の機能を有していること

ア) 全ての内線端末に発信できること

イ) 一般外線に発信できること（財団）

ウ) FMC端末からの発信時、財団の外線番号から発信できること

エ) 全ての内線端末から着信ができること

オ) FMC端末の内線着信を特番で応答できること

カ) IP多機能電話機への着信をFMC端末で代理応答できること

キ) 着信呼を無条件で指定した端末に転送できること

ク) 着信時に話中の場合、着信呼を指定した端末に転送できること

ケ) 着信時に一定時間不応答の場合、着信呼を指定した端末に転送できること

コ) 着信時に圏外の場合、着信呼を指定した端末に転送できること

サ) 通話呼を維持しながら通話相手に音声を通さない機能を有していること（保留機能）

シ) 保留中に再度保留ボタンを押すと元の通話に戻る機能を有していること

ス) 通話呼を別の内線端末へ転送できること

セ) 5G/4G LTEスマートフォン端末で利用できること

ソ) FMC端末へ外線発信規制ができること（キャリアとしての外線発信の規制）

タ) FMC端末から内線発信する際にダイヤル番号最大番号桁数が10桁以上であること

チ) 令和8年度以降、クラウド側サービスに財団の複数庁舎の代表電話番号を変更せず順次移行・集約し、新電話システムと連携して利用できること。

③ F M C 端末の設置場所及び予定数量

拠点名	住所	納入場所	令和7年度予定 FMC端末台数
立川庁舎（本館）	立川市富士見町3-8-1	立川庁舎（本館）	166台
立川下圃場		—	
新立川管理棟（上圃場）		—	—
新立川調査棟（下圃場）		—	—
青梅庁舎	青梅市新町6-7-1	青梅庁舎	41台
河辺庁舎	青梅市河辺町6-4-1	河辺庁舎	13台
八王子研修農場	八王子市大谷町1013	—	0台
栽培漁業センター	大島町元町和泉99-5	栽培漁業センター	4台
奥多摩さかなセンター（入川）	奥多摩町小丹波720	奥多摩（入川）	5台
奥多摩さかなセンター（海沢）	奥多摩町海沢53		1台
江戸川分場庁舎	江戸川区鹿骨1-15-22	江戸川分場庁舎	5台
予備機	—	立川庁舎（本館）	15台
合計			250台

④ 作業内容

- ア）FMC 機器設置
- イ）FMC 機器動作確認、機能試験
- ウ）操作説明会の実施

⑤ オンプレ P B X との接続

立川庁舎以外の庁舎について、既設 P B X が当面変更できない拠点があるため、将来的に以下の P B X と F M C 内線連携（保留転送、代理応答、財団外線発着信）できるものとする。その際に P B X 側などにボード追加、設定変更などを行うことは可能とする。

（新青梅庁舎） 日立 NETTOWER MX-01（予定）

(4) 次年度以降の各庁舎へのシステム展開について

令和7年度においては、立川庁舎（本館）の交換機の更新を実施する。次年度以降は、他庁舎に対して順次、新電話システムへの収容または連携を行う予定である。このため、新電話システムの導入に際しては、以下に示す計画が実現可能なシステムを導入するものとする。

① 各庁舎への展開計画

以下に各庁舎への展開計画を示す。

拠点名	住所	各庁舎と新電話システム導入について
立川庁舎（本館）	立川市富士見町3-8-1	令和7年度本調達にてクラウドPBXへ更新し、FMC連携
立川下圃場		FMC端末のみで運用し、固定電話機（IP多機能電話機、一般電話機など）を設置しない。
新立川管理棟（上圃場）		令和9年度 立川庁舎（本館）と同一回線・ネットワーク接続でIP多機能電話を設置する
新立川調査棟（下圃場）		令和9年度 本調達のクラウドPBXへ収容し、新規にIP多機能電話機を設置予定 ※立川庁舎（本館）とは別ネットワーク
新青梅庁舎	青梅市新町6-7-1	令和9年度 新青梅庁舎に導入されるオンプレPBXと連携を予定
河辺庁舎	青梅市河辺町6-4-1	令和8年度以降検討
八王子研修農場	八王子市大谷町1013	令和8年度以降検討
栽培漁業センター	大島町元町和泉99-5	令和9～10年度新管理棟・新飼育棟などの建設に向けた設計時に検討
奥多摩さかなセンター（入川）	奥多摩町小丹波720	令和8年度現交換機を廃止し、本調達のクラウドPBXへ収容する。この際に既設のアナログ電話線を利用し、新設の一般電話機（市販電話機：計10台程度）を利用可能とする。
奥多摩さかなセンター（海沢）	奥多摩町海沢53	
新江戸川分場	江戸川区鹿骨1-15-22	令和9年度 新江戸川庁舎建設に合わせて、本調達のクラウドPBXへ収容し、新規にIP多機能電話機を設置予定

② 各庁舎展開時の仕様

各庁舎における新電話システムへの収容または連携に際しては、各庁舎の電話回線の外線番号を変更せずに利用し、IP多機能電話機およびFMC端末から各庁舎の外線番号を用いた発着信が可能なシステムであること。また、各庁舎においても、本仕様書に記載のFMC内線連携（保留転送、代理応答、財団外線発着信）が利用可能であること。

一般電話機（市販電話機）も外線発着信ができることが望ましいが、直接の外線発着信ができ

ない場合は、以下の２点を必須条件とする。

ア) 外線通話の転送

I P 多機能電話機又は F M C 端末での外線通話（各庁舎の電話回線の外線番号での通話）を一般電話機（市販電話機）に転送できることを必須機能とする。

イ) 一般電話機（市販電話機）設置場所での F M C 端末の通話品質の確保

一般電話機（市販電話機）設置場所での外線発信は必須である。一般電話機の代わりに F M C 端末による安定した外線通話を可能とするため、一般電話機（市販電話機）設置場所の携帯電波状況を調査し、良好な通話品質を得られない場合は、受託者が無償で電波状況を改善すること。

（５）音声関連設備に関する保守体制の構築仕様

本業務委託含まれる音声関連設備に障害が発生した場合の対応窓口をもうけること。作業負担を軽減する為、保守に関する体制図を提出する。実際の対応方法は財団と協議のうえ保守対応を行う。

① 保守要件

ア) 故障／問合せ受付

保守対象物の故障発生時等に、平日 9 時～ 17 時の間、受付電話番号(電話)またはメールにて受付を行う。なお、受付の際には、財団より情報（契約 I D、契約者名、電話番号、利用拠点住所など）を保守窓口連絡するものとする。

イ) 切分け

保守対象物の故障受付時には、申告内容に基づき、電話による問診や必要に応じてリモートによる遠隔操作を行い、被疑箇所を特定する。

ただし、電話による問診やリモート操作で被疑箇所の特定が困難な場合は、利用拠点に赴き、目視による配線確認やランプ・電源の確認等を行うことで、被疑箇所を特定する（平日 9 ～ 17 時対応 ※ 12 月 29 日から 1 月 3 日は除く）。

ウ) 手配／取次ぎ

故障の場合は、被疑箇所の機器等の手配をする。現地駆けつけによる故障対応が発生する場合において、必要な情報(会社名、作業者名、連絡先、到着予定日、到着予定時間枠等)を、財団に対して連絡する。故障申告以外の問合せについては、該当窓口を取次ぎすることとする。

② 保守対象拠点及び保守対象物数量

拠点名	保守対象物数量
立川庁舎（下圃場合む）	クラウドP B X接続環境 一式 音声回線接続機器 一式 I P多機能電話機 一式 F A X接続機器 一式 ※必要な場合 クラウド型電話交換機 F M Cサービス・端末 一式
青梅庁舎	F M C端末 一式
河辺庁舎	F M C端末 一式
東京農業アカデミー八王子研修農場	－
栽培漁業センター	F M C端末 一式
奥多摩さかなセンター（入川）	F M C端末 一式
奥多摩さかなセンター（海沢）	F M C端末 一式
江戸川分場	F M C端末 一式

3. 新電話システムの導入及び構築

（１）プロジェクト管理

以下の項目のプロジェクト管理を滞りなく実施すること。

- ① 進捗管理
- ② 品質管理
- ③ 人的資源管理
- ④ 課題管理
- ⑤ リスク管理

（２）移行計画

現立川庁舎電話システムから新電話システムへの移行について、移行計画書を作成のうえ、事前に財団の承認を得ること。

（３）構築、テスト、本稼働判定

- ① 要件定義で定めた内容に基づき構築を行うこと。
- ② 構築に必要な機材は受託者が用意すること。ただし、財団が認めた場合には財団の機材の借用を許可するので、移行計画書に明記すること。
- ③ テストシナリオ、本稼働判定計画についても受託者が作成し、財団の承認を得ること。
- ④ テストシナリオに基づいて事前テストを実施すること。

- ⑤ 本番稼働判定計画に基づいて可能な範囲で仮運用等を行い本稼働の判定を行う。詳細は財団と協議の上、決定すること。

(4) 移行

- ① 移行切替え日時は財団と受託者との協議の上、決定する。
- ② 新旧電話システム切り替えに際し、職員が利用できない電話システムの停止時間等、財団職員への影響を最小限に抑えるように移行計画を立て、財団の承認を得ること。
- ③ 新しく配備する端末（I P 多機能電話機及びスマートフォン）及び充電器には、管理番号や内線番号・外線番号のシールなどを貼り付け配備すること。表示内容などは財団の承認を得ること。

新電話システムへ正しく切替え後、受託者はテストシナリオに基づいてテストを実施すること。

(5) 稼働支援

- ① システム管理者向けにマニュアルを作成すること。マニュアルの種類、内容については財団と受託者との協議の上決定する。また、そのマニュアルに基づいて財団のシステム管理者向けに、運用引継及び操作指導説明会を実施すること。
- ② 新電話システムを利用する職員向けに利用者マニュアルを作成すること。マニュアルの種類、内容については財団と受託者との協議の上決定する。
- ③ 移行後の翌営業日は財団立川庁舎に受託者が待機（立会い）すること。
待機は翌営業日の 8：00－12：00 とする。

4. 納入物

次の納入物を紙媒体及び電子媒体（DVD-ROM 等）で1部を提供すること。なお、電子媒体（DVD-ROM 等）については、データでの提供も可能とする。

- (1) プロジェクト計画書
- (2) 要件定義書
- (3) 移行計画書
- (4) テスト計画書兼テスト結果報告書
- (5) クラウド型電話交換機納入成果物
 - ① 機器一式
 - ② 操作説明書一式
 - ③ 完成図書一式
 - ア) 機器・電話機配置図
 - イ) 電話システム設計書
 - ウ) 工事試験成績書
- (6) FMCサービス及びFMC端末納入成果物
 - ① 機器一式
 - ② 操作説明書一式
 - ③ 完成図書一式
 - ア) 機器・電話機配置図
 - イ) 電話システム設計書
 - ウ) 工事試験成績書
- (7) システム管理者向け運用マニュアル（(5) 及び (6) の成果物でも可）
- (8) 職員向け利用者マニュアル（(5) 及び (6) の成果物でも可）

5. その他

仕様書の解釈について疑義が生じた場合は財団と協議して処理するものとする。

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）サイバーセキュリティ基本方針及び財団サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 全般事項
 - ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、

滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。

コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

(1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。

(2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。

(3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。

イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。

ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。

エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

(1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

(2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）

ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ その他、委託者が指定する事項

(3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び指示等

(1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

(2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。

- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

個人情報に関する特記仕様

第A章 総則

(個人情報の保護)

第1条 受託者は、この契約による業務を処理する上で個人情報を取り扱う場合、東京都個人情報取扱事務要綱（平成17年3月31日付16生広情報第708号）第2に定める管理体制及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」と同等以上の水準により個人情報を保護しなければならない。

(秘密等の保持)

- 第2条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をこの契約以外の目的で他人に知らせ、また、この契約以外の目的に利用してはならない。
- 2 受託者は、この契約が終了し、又は解除された後においても、前項の規定を遵守しなければならない。
- 3 顧客情報等の営業秘密を取り扱う場合、受託者は、経済産業省が策定する営業秘密管理指針（平成15年1月30日（最終改訂：平成31年1月23日））において示される水準以上の対策を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱い)

第3条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8号に定める特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う場合は、個人情報保護法の他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

なお、取り扱う個人情報等に加工等を施す場合、この契約における個人情報等は、個人情報保護法第2条第5項に定める仮名加工情報及び同条第6項に定める匿名加工情報並びに同条第7項に定める個人関連情報を含むものとする。

(受託者に提供する個人情報等の範囲)

- 2 この契約による業務の処理に際して、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）が受託者に対して提供する個人情報等（以下「財団提供個人情報等」という。）がある場合、財団は、その提供する個人情報等の件名及び件数等について、財団提供個人情報等一覧（目録A）に記載し、事前にその旨を明示する。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が都民及び財団以外の第三者から

直接取得する個人情報等（以下「受託者取得個人情報等」という。）がある場合、財団は、その取得が予定される個人情報等の件名や件数等について、可能な限り具体的に見積を行った上で、その内容を、受託者取得個人情報等一覧（目録 B）に記載し、事前にその旨を明示する。

この場合、受託者は、業務の進捗等を報告するにあたって、必要に応じ、目録 B「受託者取得個人情報等一覧」の記載内容を修正し、財団に報告するものとする。受託者取得個人情報等のうち、目録に定めがないものについては、財団及び受託者間で別途合意をした上で、当該受託者取得個人情報等の処理権限を定めるものとする。

（表明保証）

- 3 受託者は、この契約において取り扱う個人情報等を処理する場合には、その作成、取得及び提供等について、個人情報保護法に定められている手続を履行していることを保証するものとする。

（権限）

- 4 受託者は、この契約で明示的に規定されるものを除き、この契約において取り扱う個人情報等について開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有しない。

第 B 章 安全管理体制

（責任体制の整備）

- 第 4 条 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者、従事者）

- 第 5 条 受託者は、この契約による個人情報等の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ財団に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が番号利用法第 2 条第 5 項及び第 8 項に定義する個人番号及びこれらの個人番号をその内容に含む特定個人情報と同等の水準により管理された個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う場合、財団は、その取扱いが予定される特定個人情報等の件名や件数等について、具体的に見積を行った上で、その内容を目録 C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載し、事前にその旨を明示する。

また、受託者は、目録 C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載された特定個人情報等の監査者を定め、あらかじめ財団に届けなければならない。

- 2 受託者は、責任者に、従事者が本特記仕様に定める事項を適切に実施するよう監督さ

せなければならない。また、受託者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様を遵守させなければならない。

- 3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

なお、監査者は、受託者における第1項に定める個人情報の管理状況を定期に及び必要に応じ随時に監査する。受託者は、監査の結果を踏まえ、個人情報の管理に不適切な点があると認めるときは、直ちに是正措置を講じなければならない。

- 4 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、受託業務により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項の周知徹底をしなければならない。

(派遣労働者)

第6条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、財団に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

(従事者等の教育及び研修)

第7条 受託者は、個人情報等の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における受託者の義務並びに本特記仕様において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修の実施に関して計画を定めなければならない。この計画には、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えいが生じた際に負う民事上並びに刑事上、行政上の責任等に関する事項を含むものとする。
- 3 受託者は、第1項の教育及び研修は、責任者及び従事者にこの契約による業務を行わせる前に少なくとも1回は行わなければならない。
- 4 要配慮個人情報を取り扱う場合、財団は、受託者が前2項に基づき策定する計画のほか、前項に基づき実施する教育及び研修の実施状況について、必要に応じてその提出を求めるものとする。

(再委託)

第8条 受託者は、個人情報等の処理について再委託（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下同じ。）を行う場合、個人情報等を適切に管理する能力を有しない事業者を選定しないよ

うにするために、再委託しようとする業者名及び次の各号に規定する項目を記載した書面を財団に通知し、東京都個人情報取扱事務要綱第7.7に定める承諾を得なければならない。再委託の内容を変更する場合又は選定した業者が個人情報等を適切に管理する能力を有しないことが判明した場合において別の業者に変更する場合も同様である。

(1) 再委託を行う業務の内容及び事業執行場所

(2) 再委託で取り扱う個人情報等の目録

(3) 再委託の期間

(4) 再委託が必要な理由

(5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

(6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)

(8) 再委託の相手方に対する個人情報保護法第25条等に基づく監督方法

2 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、財団に対して再委託の相手方による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

3 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報等の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

4 受託者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、財団の求めに応じて、その状況等を財団に適宜報告しなければならない。

5 受託者は、前項の管理監督とは別に、再委託の相手方における責任者及び従事者に対して、この契約による業務を行わせる前に、少なくとも1回は第7条第1項に定めるものと同等以上の教育及び研修を行わせなければならない。

（目的以外の利用禁止）

第9条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は財団から引き渡された文書等（当該文書に記録された個人情報の全部又は一部を複製及び転写等した他の媒体を含む。以下、本特記仕様において同じ。）を財団の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製、複製等の禁止）

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するため財団から引き渡された文書等を財団の指示又は承諾を得ることなく複製又は複製若しくは転写してはならない。

（個人情報等の安全管理）

第11条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は財団から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以

下「漏えい等」という。) することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

- 2 受託者は、財団から文書等の引き渡しを受けた場合は、財団に受領書を提出する。
- 3 受託者は、第1項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ財団に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。財団は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。
- 4 受託者は、財団が承諾した場合を除き、第1項の個人情報等を作業場所から持ち出しではならない。
- 5 受託者は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ財団に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ財団に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 7 受託者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。
 - (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
 - (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
 - (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
 - (4) 上記(1)及び(2)について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記(3)について責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。
- 8 受託者は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度（ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001 等）の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し選定すること。
- 10 受託者は、第1項の個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及び

そのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。

- (4) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(個人情報等の帰属及び返還、廃棄又は消去)

第12条 財団から引き渡された文書等に記録された個人情報等のほか、この契約による業務を処理するために財団の指定した様式により、及び財団の名において、受託者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報等は、財団に帰属するものとする。

- 2 受託者は、この契約による委託業務完了時に、財団の指示に基づいて、前項の個人情報等を返還、廃棄又は消去しなければならない。

なお、上記の個人情報等に要配慮個人情報を含む場合、個人情報等の返還は、第5条の規定によりその役割を果たすべき者として財団に届け出られている者が行うものとする。

- 3 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 4 受託者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報等を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、当該個人情報等が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- 5 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を財団に提出しなければならない。ただし、他の法令に基づき受託者において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、受託者は、廃棄又は消去できない個人情報等の概要に関する情報（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去しない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を上記証明書に記載すること。

- 6 受託者は、廃棄又は消去に際し、財団が立会いを求めたときはこれに応じなければならない。

第C章 事故対応及び検査

(漏えい等発生時の対応)

第13条 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事態に係る帰責の有無にかかわらず、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を財団に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を

講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。この場合、受託者は、当該措置に係る費用を負担することとする。

- 3 受託者は、財団と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。この場合、受託者は、財団が事実関係の公表にあたって受託者の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。

(立入調査等)

第 14 条 財団は、この契約による業務の処理に伴う個人情報等の取扱いについて、本特記仕様の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、財団から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、再委託を行なう場合は、前項と同等の措置を講じるよう再委託の相手方に対して求めなければならない。また、受託者は、必要に応じて財団が再委託の相手方に報告を求めること及び再委託の相手方の作業場所を立入調査できるよう、必要な調整を行うものとする。この限りにおいて、受託者は、再委託の相手方の作業場所を立入調査できるように調整した記録（再委託の相手方に連絡した日時及び連絡内容、連絡の結果による再委託の相手方の返答内容など）を、財団の求めに応じて書面により報告しなければならない。

第 D 章 契約解除及び損害賠償等

(契約の解除)

第 15 条 財団は、受託者が本特記仕様に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務を解除することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、財団にその損害の賠償を求めることはできないものとする。
- 3 受託者が、第 1 項の規定に基づき契約を解除された場合、財団は、受託者の名称及び違反事実を公表することができる。

(損害賠償等)

第 16 条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記仕様に定める義務に違反し、又は怠ったことにより財団が損害を被った場合には、財団にその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第 13 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して第三者との間で紛争、ク

レーム又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに財団に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決することとする。

- 3 受託者は、第 13 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して、財団が被った損害又は損失及び費用（漏えい等した個人情報の本人（以下「被害者」という。）から財団に対してなされる訴訟並びに慰謝料その他の損害賠償の請求その他紛争解決手段の行使に対応するために財団において発生した費用を含む。以下「損害等」という）が生じた場合、財団の求めに応じて、当該損害等の全部又は一部を補償する。
- 4 第 2 条第 3 項に基づき管理された個人情報等の取扱いについて財団が損害を被った場合には、財団は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 4 条及び第 5 条に基づく損害の賠償を請求することができる。

（違約金）

- 5 第 1 条に基づき管理された個人情報の取扱いに関して、受託者の責任者及び従事者の故意又は重過失によって財団に損害が生じた場合、受託者は財団に対して違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を支払う義務を負う。
- 6 財団に生じた損害が前項に基づく違約金額を上回る場合には、財団は実際に生じた損害額を立証することで、受託者に対して立証した額を違約金として請求することができる。

（その他）

第 17 条 受託者は、保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ及び本特記仕様の解釈等、個人情報等の取扱いについて疑義を生じた場合、その都度財団に確認し、本業務を行うこと。この限りにおいて、財団は、財団の情報セキュリティ管理体制の維持に支障がない範囲で受託者に対して情報提供を行うものとする。

第 18 条 第 16 条の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、受託者が再委託等（再々委託及びそれ以降の委託を含む。）をした相手方において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。